

地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業平成18年度公募要領

平成18年5月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、平成18年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業を行うこととしています。

事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱」（以下、交付要綱という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）実施要領」（以下、実施要領という。）に従って手続き等を行っていただくことになります。平成18年度の交付要綱及び実施要領は、近日中に環境省ホームページに掲載いたします。

公募要領目次(地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業)

- 1. 補助対象事業の概要及び目的**
- 2. 補助対象となる事業について**
- 3. 補助対象事業の選定について**
- 4. 応募の方法について**

共通的な留意事項について

- 1. 基本的な事項について**
- 2. 補助金の交付について**
- 3. 補助金の経理等について**

補助事業における利益等排除について

・地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業について

[平成18年度予算額：280百万円]

1. 補助対象事業の概要及び目的

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等が日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等に取り組む組織である地球温暖化対策地域協議会による事業として、一定の温暖化対策製品を地域で集团的に導入する事業を行う場合に、対策製品の導入者に対して、一定の補助を行うものです。これによって、温暖化対策に取り組む地域協議会の活動を活性化・支援し、かつ、対策製品の普及を効率的に進めることを目的としています。

2. 補助対象となる事業について

(1) 事業の内容

地域協議会の事業として行う次の対策設備等の導入事業に対して必要な経費の一部を補助します。

電圧調整装置等省エネ機器

一定の性能要件に合致する電圧調整装置（100V（又は200V）を超えた電圧で家庭等に供給されている電気を96～100V（又は184～200V）に調整することにより消費電力を削減する設備）を地域にまとめて導入する事業。

民生用小型風力発電システム

家庭、事務所、街灯などに数百Wから数kWの発電容量の小型風力発電システムを地域に電源用としてまとめて導入する事業。

家庭用小型燃料電池

家庭用の小型燃料電池を地域にまとめて導入する事業。

複層ガラス等省エネ資材

住宅や住宅以外の建築物に、平成11年省エネ基準に適合する断熱材（フロンを用いないものに限ります。）、ガラス、サッシ、ドア等の省エネ資材や、一般的な製品より省エネ性能が特に優れた省エネ設備（住宅については、給湯設備に限ります。住宅以外の建築物など業務用については、空調設備、照明設備、冷凍・冷蔵設備、給湯・厨房設備、受電設備。）を地域にまとめて導入する事業。

(2) 補助対象者

地球温暖化対策の推進に関する法律第26条に規定する地球温暖化対策地域協議会の事業として行う(1)～の対策設備等の導入事業により対策設備等の所有者となる方に対し、補助金を交付します。

なお、導入する対策設備等の所有者以外であっても、地域協議会の構成団体であって法人格を有する団体（地方公共団体は除きます。）であり、当該対策設備等の財産管理を適切に行うことができると認められる者に対して補助金を交付することも可能です。

いずれの場合においても、地域協議会は各導入者を取りまとめて本公募に対する応募を行っていただくとともに、交付申請、実績報告、補助金の支払いに係る請求等の所定の手続きについて各導入者を取りまとめて一括して行っていただきます。

(3)補助対象経費

対象経費

事業を行うために必要な設備整備費、事務費等、本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費。

(1) の事業の設備整備費については同種の一般製品にかかる経費との差額を対象とします。当該差額を算定するに当たって比較対象となる同種の一般製品については、事業を行う地域における新築の住宅又は建築物等に一般的に導入されている製品とし、断熱材、ガラス、サッシ、ドア等については少なくとも平成4年新省エネルギー基準（参考資料参照）以上の性能を有するものとし、事業の応募に当たっては、同種の一般製品について、それが「事業を行う地域における新築の住宅又は建築物等に一般的に導入されている製品」である旨の説明を付して提示してください。環境省においてその説明が適正かどうかを判断します。

事務費は、本事業のみについて直接必要な事務に要する費用であることが明確であるものとし、（本事業を実施するに当たって地域協議会で会議等を実施する場合の会場借料等は該当しますが、一般に対する説明会のように通常の販促費との相違が明確でないものは対象に含みません。）

交付額

対象経費の1/3を限度とします。

ただし、(1) の事業のうち、住宅（集合住宅を含みます。）に断熱材等を導入する場合にあっては、住宅一戸（集合住宅の場合にあっては一世帯。以下同じ。）に対する交付額の上限を20万円とし、給湯設備のみを導入する場合にあっては、住宅一戸に対する交付額の上限を新築については5万円、既築については8万円とします。

(4)補助の条件

電圧調整装置等省エネ機器

ア 対象事業

温暖化対策診断等の結果により重点的な省エネが必要とされる者（一般家庭等）を対象に、確実に温室効果ガスの削減効果の見込める電圧調整装置を計画的に導入するものであること。なお、この機器は以下の要件を満たしているものであることを確認すること。

- ）電氣的ノイズ対策として、ノイズ対策基準VCCIクラスB（情報処理装置等電波障害自主規制協議会の自主規制基準）に適合していること。
- ）機器の総合効率が定格で概ね99%以上であること。
- ）設置者の受電電力に対応したものであること。
- ）供給電圧が100V（又は200V）より低下した場合においても、機器により制御された電圧が供給電圧又は96V（又は184V）のいずれか小さい方よりも低くならないこと。
- ）電気供給約款に反した使用を目的としたものでないこと。（例えば、電力会社から三相200Vで供給された電圧の一相を電灯回路への供給を目的に調整する等）
- ）騒音を発生しないこと。
- ）電圧の変動に対する制御の時間遅れが少ないこと。（20ms以下程度）
- ）電気用品安全法技術基準に規定する「その他の家庭機器用変圧器」（2次電圧変動特性、2次短絡電流特性、機械的強度を除く。）と同等以上の安全性を有するものであること。

イ 機器を設置する地域の要件

機器を設置する地域は、供給される電気の電圧が比較的高い地域であること。

ウ 維持管理

設置した機器は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

エ 温室効果ガス削減量の把握等

当該機器の設置によるエネルギー消費量等を把握し、報告書に相当するものを提出すること（様式は交付決定時に送付いたします）。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

民生用小型風力発電システム

ア 対象事業

以下の要件を満たす民生用小型風力発電システムを、地域において導入するものであること。

- ）市街地等の風況でも安定した発電ができること。

-) 強風時における安全対策が施されていること。
-) 騒音が発生しないこと。
-) プロペラなどの回転部に容易に人が接触することがないように、人の手の届かない高さに設置したり、周囲に柵を設けるなどの措置がとられていること。

イ 設置する地域の要件

民生用小型風力発電システムを設置する地域は、住民等の目に多く触れるなど、温暖化対策技術の普及啓発としての効果も期待できる場所であること。

ウ 維持管理

設置した民生用小型風力発電システムは、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

エ 温室効果ガス削減量の把握等

当該機器の設置によるエネルギー消費量等を把握し、報告書に相当するものを提出すること（様式は交付決定時に送付いたします）。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

オ その他

設置に当たっては、建築基準法等の関連法規や地方公共団体が制定する条例を遵守すること。

家庭用小型燃料電池

ア 設置する場所の要件

家庭用小型燃料電池を設置する場所は、燃料電池により発生する熱を効率的に利用できる場所であること。

イ 維持管理

設置した家庭用小型燃料電池は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

ウ 温室効果ガス削減量の把握等

家庭用小型燃料電池の設置によるエネルギー消費量等を把握し、報告書に相当するものを提出すること（様式は交付決定時に送付いたします）。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

複層ガラス等省エネ資材

ア 対象事業

以下に掲げる省エネ資材（一般的な家電製品は除く。）を導入する事業。

(ア)住宅に導入する場合

1) 断熱材、ガラス、サッシ、ドア等

断熱材にあつては、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」（平成 11 年建設省告示第 998 号）の 3 の（ 1 ）の口「断熱材の熱抵抗の基準」に適合するもの（フロンを使用しないものに限る。）とし、ガラス、サッシ等にあつては、同指針の 4 の（ 2 ）「建具等の基準」に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するもの。

2) 省エネ設備等

給湯設備等であつて同種の一般に販売されている製品と比較して省エネ性能が特に優れているもの。給湯設備については、CO₂冷媒ヒートポンプ方式（エネルギー消費効率（COP）3.0 以上）、潜熱回収方式（熱効率 0.9 以上）、又はガスエンジン方式（総合エネルギー効率 0.85 以上）若しくはこれらと同等以上に CO₂ 排出原単位の低い方式の給湯器であること。

(1)住宅以外の建築物に導入する場合

1) 断熱材、ガラス、サッシ、ドア等

建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断基準（平成 11 年通商産業省・建設省告示第 1 号）の 1 - 3 の条件を満たすために必要となるもの（延べ面積が五千平方メートル以下の建築物については、1 - 4 の条件を満たすために必要となるものとする）ができる。）又はアの 1) を満たすもの。

なお、断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものに限る。

2) 省エネ設備等

空調設備、照明設備、冷凍・冷蔵設備、給湯・厨房設備、受電設備であつて、同種の一般に販売されている製品と比較して省エネ性能が特に優れているもの。

イ 維持管理

導入した省エネ資材は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

ウ 温室効果ガス削減量の把握等

省エネ資材の導入によるエネルギー消費量等を把握し、報告書に相当するものを提出すること（様式は交付決定時に送付いたします）。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

事業の規模要件

本事業は、一つの地域協議会における から に掲げる対策設備等の合計の導入件数が原則として 10 件以上となるものを対象とする。

3. 補助対象事業の選定について

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い18年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。

(3) 採択基準

「補助金額」(別添2で算出するもの。)を「事業によるCO₂削減効果」(別添1に記載するもの。)で除した「トン当たり削減費用(補助金ベース)」を主要な指標として、このトン当たり削減費用の低いもの(費用対効果の高いもの)を優先しつつ、CO₂削減量(絶対量)、導入する対策設備等の新規性や波及効果等を総合的に勘案し採択することとします。

< 事例1 >

住宅10戸に断熱材を導入する事業について、(A)住宅一戸当たりの同種の一般製品との差額が60万円となる事業と、(B)(A)の事業よりも断熱材を多く導入して二酸化炭素排出量がより多く削減でき、同差額が100万円となる事業がある場合は、住宅一戸に対する交付額の上限が20万円であることから、どちらの事業の交付額も住宅一戸あたり20万円となり、事業全体に対する交付額は200万円となりますが、トン当たりの削減費用(費用対効果)の観点から、(B)の事業を優先的に採択します。

< 事例2 >

同じ対策設備を(A)10件に導入する事業と(B)20件に導入する事業がある場合は、CO₂削減量(絶対量)の観点から(B)の事業を優先的に採択します。

4. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類を、郵送により、公募期間内に管轄する地方環境事務所へ提出していただきます。書類は、封書に入れ、宛名面に「地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業応募書類」と赤字で明記してください。地方事務所にて受領した後、受領した旨をFAXで連絡いたします。提出後、1週間程度しても受領確認のFAX連絡がない場合は、各管轄する地方環境事務所へ電話にてお問い合わせください。

応募書類の作成に当たっては、必ず、様式の電子ファイルをダウンロードして、応募書類様式に従って作成するようお願いします。

(2) 応募に必要な書類及び提出部数

- [1] 事業実施計画書及び申請者一覧【別添1】 (地域協議会が一括して作成)
- [2] 経費内訳【別添2】 (対策設備の導入者ごとに作成)

[1] 及び [2] の書類を2部ずつ提出してください。

【別添1】地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業実施計画書及び申請者一覧

Word(doc)形式

【別添2】地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業に要する経費内訳

Word(doc)形式

(3)公募期間

第1次公募 平成18年5月8日(月)～平成18年6月9日(金)必着

応募の状況に応じ、予算の配分が可能な場合には、追加公募を行います。追加公募はその締切り(必着)を、第2次公募は7月10日(月)、第3次公募は8月10日(木)、第4次公募は9月11日(月)といった形で、毎月10日(10日が土日祝日の場合はその翌営業日)として行います。募集の実施状況については、環境省ホームページを御確認ください。

(4)応募にあたっての留意事項

応募に当たっては、具体的な設置場所と導入する対策設備の内容を明記していただくようお願いいたします。設置場所と導入する対策設備の内容の変更は原則として認められませんので、事業内容が固まった段階で応募していただくようお願いいたします。

(5)応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールは以下のとおりです。なお、補助金交付申請書の提出に当たっては、全件の交付申請書をまとめて提出していただきます。分割して申請することは認められません。

公募締切り 毎月10日

採択案件の内示 (応募書類提出者へ内示書の郵送により連絡します。)

補助金交付申請書の提出 (内示を受けた者は、辞退する場合を除き、補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。)

補助金交付決定

補助対象事業の実施

(6)提出先 / お問合せ先

次表の区分により、管轄する地方環境事務所へ応募書類を提出してください。

事務所名 管轄区域	所在地・連絡先
北海道地方環境事務所 環境対策課 北海道	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9F TEL 011-251-8702 FAX 011-219-7072
東北地方環境事務所 環境対策課 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・ 山形県・福島県	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F TEL : 022-722-2873 FAX : 022-722-2872
関東地方環境事務所 環境対策課 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・ 山梨県・静岡県	〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F TEL : 048-600-0815 FAX : 048-600-0517
中部地方環境事務所 環境対策課 富山県・石川県・福井県・長野県・ 岐阜県・愛知県・三重県	〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F TEL : 052-955-2134 FAX : 052-951-8889
近畿地方環境事務所 環境対策課 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・ 奈良県・和歌山県	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャングイズマートビル8F TEL 06-4792-0703 FAX 06-4790-2800
中国四国地方環境事務所 環境対策課 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県	〒700-0984 岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1、4F TEL : 086-223-1581 FAX : 086-224-2081
九州地方環境事務所 環境対策課 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22 TEL 096-214-0332 FAX 096-214-0354

・共通的な留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付要綱を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります(ただし、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談下さい。)

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点(原則)を以下に記します。

- ・新規応募事業の場合、契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中(出納整理期を含む。)に対価の支払い及び精算が行われること。

(4) その他

補助対象経費の詳細は別紙の内容を予定しています。また、上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【「補助事業における利益等排除について」参照】。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

別紙

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p>	<p>工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。</p> <p>工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、水道光熱電力料(工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、機械器具損料(工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。)をいう。</p> <p>以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>(1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>(2) 準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>(3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>(4) 技術管理に要する費用</p> <p>(5) 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事</p>

事務費	一般管理費	業の実績等を参考に決定する。 請負業者が工事を施工するために必要な諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。
	付帯工事費	施設整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	補助事業又は工事の施工に直接必要な機械器具の製作、運搬、据付等に要する経費で、経費の算定方法は本工事に準じて算出すること。
	調査費	工事を施工するために必要な調査、測量、試験及び設計等に要する費用
	初期調整費	施設及び機械器具類の円滑な運転のための試運転、調整作業に必要な経費
	事務費	事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいう。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6 . 5 %
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5 . 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4 . 5 %

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」

といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。